

公募型プロポーザル説明書

奈良県立万葉文化館ミュージアムショップ商品代金に係るクレジットカード
決済対応業務

平成30年3月

奈良県立万葉文化館

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

奈良県立万葉文化館ミュージアムショップ商品代金に係るクレジットカード決済対応業務

(2) 業務内容

仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成33年（西暦2021年）3月31日

ただし、各年度における予算措置を講ずることができなかった場合は、契約を締結しないこととする。また、業務施行に必要な関係規則の整備を待って本稼動とする。

(4) 履行場所

本件調達に係る使用機器が、全て作動することを双方が確認した上で、次に掲げる場所において業務を実施すること。

奈良県高市郡明日香村飛鳥10番地 奈良県立万葉文化館

(5) スケジュール

日程	項目
3月1日	公告
3月1日～3月7日	参加申し込み受付
なし	募集説明会
3月1日～3月7日	質問受付期間
3月9日	質問回答
3月9日～20日	企画提案書受付期間
3月22日	書類審査
3月23日	結果通知

2 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 過去5年以内にクレジットカードによる決済業務の実績があること。
- (6) 本社、支社、営業所等いずれかの所在地が奈良県内であること。

- (7) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (8) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (9) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (10) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 提出書類

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を作成し、提出すること。ただし、奈良県が発注する物品購入等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者にあつては、下記の(3) 附属書類の①、②及び(4) 納税証明書の提出は不要とする。

なお、基準日は企画提案書提出日とする。

- (1) 参加申込書 （様式第1号） 1部
- (2) 企画提案書 （様式第2号） 1部
（様式第3号） 3部（うち1部は未製本）

記載方法等については、仕様書及び作成要領を参照のこと。

- (3) 附属書類 各1部
 - ① 過去1月以内に発行された法人登記簿謄本または事項証明書（写し可）
商号・所在地・代表者・資本金等の事項が記載されたもの
 - ② 直近の決算書類
 - ア) 貸借対照表
 - イ) 損益計算書
 - ウ) 利益処分計算書または損失処理計算書（または株主資本変動計算書）
 - エ) キャッシュフロー計算書
 - オ) （連結子会社の場合のみ）親会社の連結貸借対照表
 - ③ 会員規約（個人会員用）
- (4) 納税書類等の写し 1部
 - ① 県税事務所が過去3月以内に発行した納税確認書

- ② 所管税務署が過去3月以内に発行した納税証明書
- (5) 質問書（質問がある場合のみ）（様式第4号）
- (6) 辞退届（企画提案を辞退する場合のみ）（様式第5号）

4 質問及び回答

- (1) 質問受付期間
平成30年3月1日（木）～平成30年3月7日（水）
- (2) 質問方法
別紙「質問書」（様式第5号）により文書にて、本説明書「9. 関係書類提出先・問い合わせ先」記載の電子メールアドレス又はファックス番号宛に送付すること。また、公募に直接関係のない事項、質問の趣旨が読み取れないもの、仕様書・説明書に既に記載されている事項についての質問には回答しないこととする。
- (3) 質問に対する回答
質問を全てまとめて、平成30年3月9日（金）に奈良県立万葉文化館ホームページにて回答する。

5 参加申込書、企画提案書の提出方法・場所等

- (1) 参加申込書の提出方法、提出期間及び時間
平成30年3月1日（木）～平成30年3月7日（水）
持参のみ（月曜日を除く10:00～17:30の間）とする。
提出場所は、本説明書「9. 関係書類提出先・問い合わせ先」に同じ。
- (2) 企画提案書、附属書類、納税証明等の写し提出方法、提出期間及び場所
平成30年3月9日（金）から平成30年3月20日（火）
持参のみ（月曜日を除く10:00～17:30の間）とする。
提出場所は、本説明書「9. 関係書類提出先・問い合わせ先」に同じ。

6 企画提案書の審査

- (1) 審査方法
本説明書及び仕様書に基づき提出された企画提案書等について、「奈良県立万葉文化館ミュージアムショップに係るクレジットカード決済対応業務受託者選定審査委員会」（以下、「選定審査委員会」という。）が、書類審査により受託者を選定する。
- (2) 評価基準
選定審査委員会の書類審査は、概ね以下の評価基準により行う。

項目	評価基準	配点内訳		配点		
1 財産的基盤	当該事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基盤を有しているかどうか	上位から配点		20		
2 実績と信用	過去5年間において、自治体や公的機関でのクレジットカードによる決済業務の実績を保有しているかどうか	5件以上	10	10		
		1~4件	6			
		0件	0			
3 提案内容	①利用者の利便性	取扱可能なカード(ブランド)の種類やその他システム運用にかかる提案等が利用者の利便性向上に資するものかどうか	カード2種以上の提案 (多数のものから配点)	20	20	
		カード1種の提案	10			
	②サポート体制	導入までのサポート及び導入後のメンテナンス、トラブル時における対応及びサポート体制は万全のものであるかどうか (①、②は区分毎に上位のものから配点)	①十分な体制が提案されている	10	10	
			②提案有り	6		
			提案無し	0		
	③情報セキュリティ	コンプライアンス及び個人情報の取扱いに対する取り組みは万全のものであるかどうか (①、②は区分毎に上位のものから配点)	①十分な取り組みが提案されている	10	10	
			②提案有り	6		
			提案無し	0		
	④経済的負担	手数料率及びシステムの導入・運用にかかる当館の経済的負担が低廉なものであるかどうか	手数料率	1~3%未満	15	20
				3%~5%未満	8	
				5%以上	3	
			その他負担の有無 負担金額少額のものから配点	5		
4 支援・協力体制	当館の円滑な業務運営を支援・協力する体制が充実しているかどうか。(当館の事務が軽減される体制の場合、加点する。)	上位から配点		10		
		合計点		100		

※審査委員4名の合計点を集計し、最高点のものを受託者とします。ただし、総得点が一定基準(6割)に満たない場合は受託者としません。

※提案者が1者の場合、総得点が一定基準(6割)以上であるか評価し、受託者を決定します。

(3) ヒアリング

選定審査委員会が必要と認めるときは、別途通知の上、面接ヒアリングを実施するものとする。

(4) 審査結果

企画提案書の提出のあった全事業者あて、平成30年3月23日（金）を目途に書面により通知する。

7 契約について

(1) 契約は、本業務に係る平成30年度予算が成立したのち、4月1日以降で締結するものとする。ただし、本業務に係る県の平成30年度予算が県議会で承認されなかった場合は、契約を締結しないものとし、企画提案も無効とするので、これを了承のうえで企画提案に参加すること。

(2) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、契約は確定しないものとする。

(3) 契約書には、奈良県が定める個人情報取扱特記事項（別紙参照）を明記する。

8 その他

(1) 必要に応じ、追加書類の提出を求めるものとする。

(2) 企画提案書その他の書類に使用する言語は、日本語及び日本国通貨による表示に限るものとする。

(3) 提案に要する経費は各事業者の負担とする。

(4) 提出された全ての書類は返却しないものとする。

(5) 提出された全ての書類は、情報公開の対象文書とする。

(6) 提出書類に虚偽記載をした場合、失格とする。

(7) 提出書類の差し替え及び追加・削除は原則として認めない。

(8) 契約、施行においては、当館と十分に協議を行うこと。

(9) その他、当説明書、仕様書に定めない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令等に従うものとする。

9 関係書類提出先・問い合わせ先

〒634-0103 奈良県高市郡明日香村飛鳥10番地 奈良県立万葉文化館 総務課

（電話番号）0744-54-1850

（FAX 番号）0744-54-1852

（電子メール）soumu@manyo.jp

（ホームページ）<http://www.manyo.jp/>

10 その他参考事項

ミュージアムショップ売上げ実績（H26～H28年間売上平均値）17,885千円/年